

○三条地域水道用水供給企業団規約

昭和50年 4月25日

新潟県知事許可

変更 昭和57年 1月25日 新潟県知事許可

昭和60年11月20日 新潟県知事許可

昭和63年11月12日 新潟県知事許可

平成 3年 5月14日 新潟県知事許可

平成17年10月31日 新潟県知事許可

平成19年 3月30日 新潟県知事許可

平成19年12月25日 新潟県知事届出

第1章 総則

（企業団の名称）

第1条 この企業団は、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）と称する。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

三条市

加茂市

田上町

（企業団の共同処理する事務）

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

（企業団の事務所の位置）

第4条 企業団の事務所は、新潟県三条市長野字中土1365番地に置く。

第2章 企業団の議会

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は15人とし、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

三条市 8人

加茂市 4人

田上町 3人

2 企業団議員に欠員を生じたときは、その企業団議員の属していた関係市町は、直ちにこれを補充しなければならない。

（議員の任期）

第6条 企業団議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が関係市町の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

第3章 企業団の執行機関

（企業長）

第7条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は関係市町の長の互選による。
- 3 企業長の任期は、当該市町の長の任期による。
（副企業長）

第7条の2 企業団に副企業長2人を置く。

- 2 副企業長は、企業長以外の関係市町の長をもって充てる。
- 3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、企業長が他の関係市町の長と協議してあらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 4 副企業長の任期は、当該市町の長の任期による。
（参与）

第8条 企業団に参与を置く。

- 2 参与は、企業長の属する関係市町の副市町長（関係市町において副市町長を2人以上置いている場合にあっては、当該市町の長が指名する副市町長）をもって充てる。
- 3 参与は、企業団の経営に関して重要な事項を調査審議する。
（職員）

第9条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は条例をもって定め企業長が任免する。
（監査委員）

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は4年とする。但し後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 企業団の経費

（経費支弁の方法）

第11条 企業団の経費は、事業収入、出資金及びその他の収入をもって充てる。

（出資金）

第12条 関係市町の出資金は、関係市町の計画供給水量の割合をもって出資する。

附 則

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和57年1月25日新潟県知事許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和60年11月20日新潟県知事許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和63年11月12日新潟県知事許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成3年5月14日新潟県知事許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成17年10月31日新潟県知事許可）

この規約中第1条の規定は新潟県知事の許可の日から、第2条の規定は平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日新潟県知事許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日新潟県知事届出）

この規約は、平成20年1月1日から施行する。